

5 訓練への参加、協力団体
秋田県知事と湯沢市長は、災害対策本部を設置。防災関係機関への出動、住民の避難誘導、火災延焼防止、ライフライン復旧に当たつた。

4 災害対策本部設置

秋田県知事と湯沢市長は、災害対策本部を設置。防災関係機関への出動、住民の避難誘導、火災延焼防止、ライフライン復旧に当たつた。

1 実施月日 平成二十年九月二日(火)
午前八時から午後〇時三十分まで
湯沢市

3 2 開催地
被害想定

平成二十年度(第四十六回)秋田県総合防災訓練は、災害基本法及び秋田県・湯沢市の地域防災計画に基づき、地震や火災等を想定した訓練を行うことによって災害の予防と防災活動の迅速・的確な実施、防災意識の高揚を図ることを目的として行われた。



土砂に埋もれた車両からの救助訓練



住民の避難訓練



河川の増水による救出訓練

平成20年度秋田県総合防災訓練

湯沢市での直下型地震発生を想定して



題字 初代会長 松野盛吉
定価 1部 5円
(購読料は年会費に含む)

発行人 〒010-0951
秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎内
秋田県消防協会
会長 中泉松之助
電話 018-867-7320
FAX 018-863-5910
E-mail:ask@biscuit.ocn.ne.jp

印刷 〒010-0951
秋田市山王7丁目5-29
株式会社 松原印刷社
電話 018-862-8760

団体から六千人の参加、協力。
6 主な訓練

- ・地震で急傾斜地で土砂崩れが発生し、家屋倒壊や車が土砂に埋まつたため救助活動をした。
- ・毒劇物を積載したタンクローリーと乗用車の衝突事故で毒劇物が漏洩したので、その防ぎよ並びに警戒区域の設定をした。
- ・建物から出火した火が山林に延焼し、

- ・河川の増水により中州に取り残された者の救出のため、航空自衛隊秋田救難隊に出動を要請した。
- ・地震等で避難した市民に対し応急給食を行うため、自衛隊、エルピーガス協会に炊き出しを要請した。

平成二十年度全国統一防火標語
『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

秋田県消防防災航空隊に応援を要請し、火災防ぎよ、消火に努めた。



応急給水・炊き出し訓練



商店街での初期消火訓練

勝平地区の火災警報器設置活動

初年度の十九年度は一六十世帯に、二十年度は七十世帯に設置中。
世帯内の六十五才以上の一人暮らしの高齢者三十一人の六十%をカバー。
二十一年度も五十世帯を予定。無償貸与対象は七十五才以上の一人暮らし世帯、
八十才以上の老人一人世帯、身体障害者のいる家庭とし、社福協の助成金等で賄
つた。器具も一括購入で格安での購入に成功した。

秋田市の新屋勝平地区社会福祉協議会
(野口良孝会長)と勝平地区民生児童委員
協議会(佐々木善雄会長)の高齢者宅への
住宅用火災警報器の設置活動が注目されて
いる。消防法改正で二十三年五月末までに



野口会長

佐々木会長

火災警報器の普及に大きな力 —秋田市勝平地区の社福協と民児協の取り組み—

すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられているが、費用負担や取付の煩わしさなどがネックとなり全国的にあまり設置は進んでいない。あと三年の期限を前に秋田市消防本部などでは市の普及率が二%と極めて低い現状に危機感を募らせている。

このような状況下で勝平地区の取り組みは、住宅火災で高齢者の犠牲が相次いでいる中、一人暮らしの高齢者等宅にボランティアを活用し、無償で取付をしていること大きな意義があり、防災関係者から感謝と賞賛の声が多く出ている。「今後も民生児童委員と共に地域の安心安全のための活動を共同で取り組む」と野口会長。片や佐々木会長も「社福協などの地域の力を借りながら活動したい」と誠に息のあつたところを見せており。社福協の野口会長は、これら火災警報器設置の取り組みや地域の学校、公的施設へのAED設置促進などの貢献で、地域防災部門で本年度の秋田市功労者表彰を受けている。

消防半天・帶・団旗
優勝旗・ゼッケン
手拭・タオル・のれん
旗幕類名入染物専門

寺田染工場

横手市清川町 ☎32-0416

株式会社 タカギ

秋田県横手市寿町1番28号
TEL (0182) (32) 3880

(営業種目)

日本機械自動車ポンプ トーハツポンプ 各種消防機械器具 消防設備保守点検	◇	キンパイホース シバウラポンプ 各種消火器
---	---	-----------------------------

ホームページ <http://www1.ocn.ne.jp/~takagi/>
E-mail ykttkg@jasmine.ocn.ne.jp

秋田県からのお知らせ



住宅用火災警報器の設置義務化について

消防法関係法令等の改正により、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられることとなりました。

☆適用となる住宅

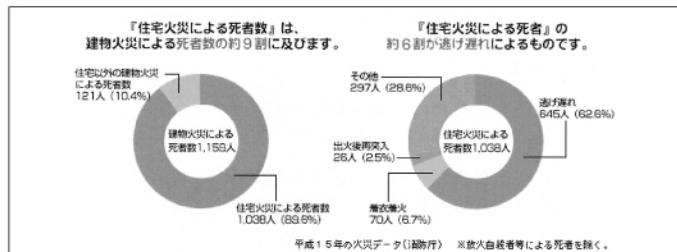
ほとんど全ての一般住宅について、義務づけられます。一戸建て、共同住宅、店舗併用住宅などの用途や建物の構造によって、区別されることはありません。ただし、スプリンクラー設備等が既に設置されている場合には、新たに設置する必要はありません。

☆義務化の適用時期(秋田県の場合)

- ・新築住宅・・・平成18年6月1日から義務づけられました
建築確認申請の際に確認を受けることとなります。
- ・既存住宅・・・平成23年6月1日から義務づけられます
前日までの設置が必要となります。

☆義務化となった背景

全国的に住宅火災での死者数が増加傾向にあります。また、「逃げ遅れ」が原因で亡くなる方の割合が非常に高くなっています。火災を早期に感知するこの警報器の有効性が高く評価されています。



☆住宅用火災警報器

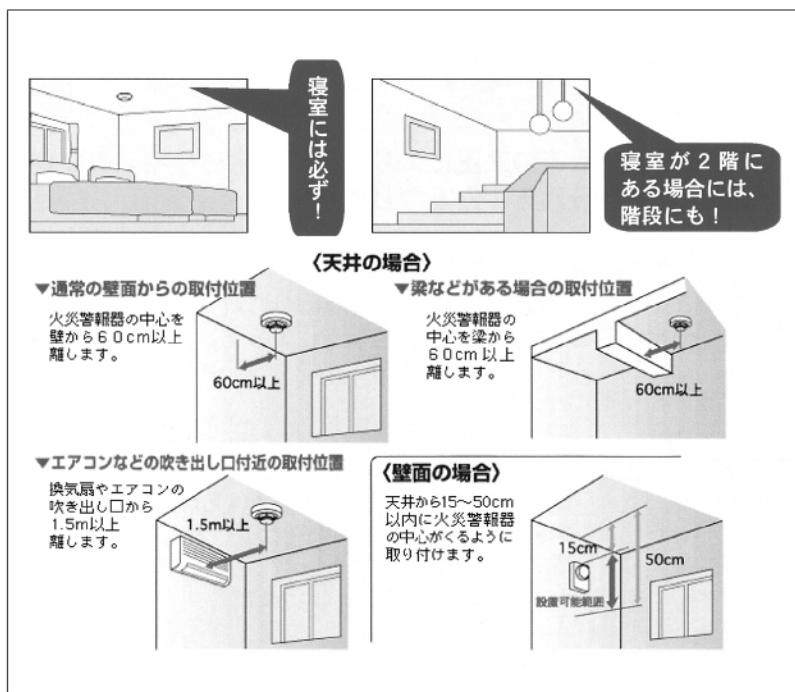


主に煙を感じ、警報音(「ピーピー」や「電子音声」など)を発します。また、電源については「コンセント」や「乾電池」などの種類があります。なお、警報器には一定の性能が必要なため、日本消防検定協会のNSマークがついた製品をお勧めしています。ホームセンターや消防設備機器販売店などで購入できます。

☆設置場所

☆その他

- ・現在、「設置した際の届出の義務」や「設置しない場合の罰則」はありませんが、自分や家族を火災から守る有効な手段ですので、可能な限り早期に設置してください。
- ・秋田県内で、悪質な業者による「粗悪品の販売」や「強引な訪問販売」などの被害が報告されていますので、十分に注意してください。
- ・疑問な点などがありましたら、お近くの消防本部、消防署または秋田県総合防災課消防班(電話018-860-4566)まで御相談ください。





学生による清掃

消防学校生により毎年行われている殉職消防職団員招魂碑の清掃を、今年も八月二十八日の慰靈祭を前に八月二十五日にやつて頂いた。消防学校では、情操教育の一環として行つていることだが、真夏の暑い最中、碑内の玉石を全部移動しての枯れ葉やゴミの除去、碑の側面に付着したコケの除去、碑全体の洗い流し作業などで第六十二期生六十一名は汗だくであつた。ありがとうございました。



御 遺 族

平成二十年度(第八十回)秋田県殉職消防職員慰靈祭が、八月二十八日(木)午前十一時から秋田市千秋公園本丸の「殉職消防組員招魂碑」前に於いて秋田県消防協

八月二十八日 秋田市千秋公園 於 殉職消防職団員慰靈祭

トーハツ消防ポンプ
モリタ自動車ポンプ
消防被服全般
秋田県代理店

綜合防災設備センター

株式会社 高義商会

(営業種目)



〒012-0105 本社 湯沢市川連町字万九郎屋布32
TEL(0183)(42)2125
〒012-0844 湯沢市田町 TEL(0183)(73)2588

会の主催で執り行われた。祭場は木々の緑深く静寂に包まれた公園の一角に四十四柱をお祀りし、御遺族、御来賓、消防協会役員など五十四名が厳粛に威儀を正して参列した。祭事は、開会のことばに始まり、修祓などの神事、中泉会長の祭文奉上、西村秋田県副知事の慰靈のことば、御靈の冥福を祈つての玉串奉奠で閉じた。このあと、参列者は会場を移しての昼食会に出席し、和やかに納会とした。

今回の慰靈祭は、昭和三年に建立して老朽化が著しく危険な状況であつた招魂碑の修繕直後に行われ、参列者はなお一層慰靈の気持ちを強くしたものと思われる。

森田ポンプ
桜ホース・ソフト吸管
各種消火器

ラビットポンプ
消防被服一式
消防機器一式

株式会社 協立能代消防センター

〒016-0846 能代市栄町12の3
TEL (0185) (52)6361
(52)6494

地域の防災、災害対策に貢献!

消防設備
ポンプ自動車
小型ポンプ
ホース
火災報知器
スプリンクラー
消火器

猿田興業株式会社

秋田市山王六丁目10番9号 TEL 018 (863) 1551代
猿田興業ビル7F FAX 018 (824) 3651

今年もありがとう
消防学校生による
招魂碑清掃